

川越市電力調達に係る環境配慮指針

(目的)

第1条 この指針は、環境への負荷の低減を図るため、川越市(以下「市」という。)が行う電力調達契約に係る競争入札に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定め、もって環境と経済が両立した社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、「環境に配慮した電力調達契約」とは、市が行う50キロワット以上の電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電力事業者(以下「電気事業者」という。)の電力供給事業における環境配慮の状況について、環境評価項目を基準として評価した上で実施する電力の調達契約をいう。

(対象機関等)

第3条 この指針は、市の全ての機関に適用する。

(環境評価項目)

第4条 この指針における環境評価項目は、次のとおりとする。

(1) 基本項目

- ア 二酸化炭素排出係数
- イ 未利用エネルギーの活用状況
- ウ 再生可能エネルギーの導入状況

(2) 加点項目

- ア 環境マネジメントシステムの導入状況
- イ 需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組及び地域における再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組
- ウ 環境報告書の発行状況

(入札参加資格)

第5条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の入札参加資格は、前条

の環境評価項目について、別表の評価基準により算出した評価点の合計が70点以上であることとする。

(評価)

第6条 市が行う環境に配慮した電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、第4条に定める環境評価項目に関する評価点等を、別表の評価基準により算出し、その評価点等を様式第1号に記載し、関係書類を添えて、入札申込期限の1週間前までに、市長に提出するものとする。

2 市長は電気事業者から提出された様式第1号の内容を確認し、その結果を様式第2号により電気事業者へ通知する。

3 入札事務担当課は、様式第2号により入札参加資格を確認するものとする。

(事務処理)

第7条 この指針に係る事務処理は、環境政策課において行う。

(見直し)

第8条 この指針は必要に応じて随時見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この指針により定めるもののほか、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成29年3月2日から施行する。

附 則

この指針は、平成30年1月15日から施行する。

附 則

この指針は、令和元年8月21日から施行する。

附 則

この指針は、令和 2 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 5 月 1 3 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 7 年 6 月 1 8 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 8 年 6 月 1 2 日から施行する。

別表（第 5 条、第 6 条関係）

評価基準

基本項目		区分	配点
①	令和 6 年度の 1kWh 当たりの二酸化炭素排 出係数（kg-CO ₂ /kWh）	0.000 以上 0.375 未満	70
		0.375 以上 0.400 未満	65
		0.400 以上 0.425 未満	60
		0.425 以上 0.450 未満	55
		0.450 以上 0.475 未満	50
		0.475 以上 0.500 未満	45
		0.500 以上 0.520 未満	40
		0.520 以上	0
②	令和 6 年度の未利用エネル ギーの活用状況	0.675% 以上	10
		0% 超 0.675% 未満	5
		活用していない	0
③	令和 6 年度の再生可能エネ ルギーの導入状況	15.00% 以上	20
		8.00% 以上 15.00% 未満	15
		3.00% 以上 8.00% 未満	10
		0% 超 3.00% 未満	5
		導入していない	0

加点項目		区分	配点
①	環境マネジメントシステム の導入状況	導入している	5
		導入していない	0
②	省エネルギーに係る情報提 供、簡易的 DR の取組及び地	取り組んでいる	5

	域における再生可能エネルギーの創出・利用に向けた取組	取り組んでいない	0
③	環境報告書の発行状況	発行している	5
		発行していない	0

(備考)

1 基本項目①について

1 kWh 当たりの二酸化炭素排出係数については、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づき、環境大臣及び経済産業大臣によって電気事業者ごとに公表された調整後排出係数を上記「評価基準」に照らし合わせ、該当する配点の数値を様式第 1 号に記載すること。

2 基本項目②について

未利用エネルギー※の活用状況については、次の算定方式により算出し、算定により得た数値を上記「評価基準」に照らし合わせ、該当する配点の数値を様式第 1 号に記載し、算定根拠資料を添付すること。

(算定方式) 未利用エネルギーの活用状況 = ① ÷ ② × 100

① 令和 6 年度の未利用エネルギーによる発電電力量 (kWh)

② 令和 6 年度の供給電力量 (需要端 (kWh))

(①、②には他電気事業者への販売分は含まない。)

なお、未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、以下の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

(1) 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

(2) 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、

未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分は含まない。））をいう。

ア 工場等の廃熱又は排圧

イ 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

ウ 高炉ガス又は副生ガス

3 基本項目③について

再生可能エネルギーの導入状況については、次の算定方式により算出し、算定により得た数値を上記「評価基準」に照らし合わせ、該当する配点の数値を様式第 1 号に記載し、算定根拠資料を添付すること。

（算定方式）

再生可能エネルギーの導入状況＝（①＋②＋③＋④＋⑤）÷⑥×100

① 令和 6 年度に自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂削減相当量に相当するグリーンエネルギーの証書（電力）の量（kWh）

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由

来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達したトラッキング付非F I T非化石証書（再エネ指定）の量（kWh）

⑥ 令和6年度の供給電力量（需用端（kWh））

（①～⑥には他電気事業者への販売分は含まない。）

なお、再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

4 加点項目①について

環境マネジメントシステムを導入している場合は、上記「評価基準」に照らし合わせ、該当する配点の数値を様式第1号に記載し、審査登録証の写しを添付すること。

なお、評価対象となる環境マネジメントシステムは、「ISO14001」及び「エコアクション21」とする。（原則、全組織・全活動及びその全従業員を対象とする認証に限る。）

5 加点項目②について

省エネルギーに係る情報提供、簡易的DRの取組及び地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組を行っている場合は、上記「評価基準」に照らし合わせ、該当する配点の数値を様式第1号に記載し、取組状況が確認できる資料（ホームページの写し等）を添付すること。

なお、本項目の具体的な評価内容の例として、

- ・需要家の使用電力量の推移等をホームページ上で閲覧できる仕組みを有していること。
- ・需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有していること。
- ・需給逼迫時等において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施すること。
- ・地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定していること。
- ・発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定していること。

などが考えられる。

※本項目は個別の需要家に対する省エネルギー・地域における再生可能エネルギーに関する効果的な情報提供の働きかけを評価するものであり、不特定多数を対象としたホームページ等における情報提供や、毎月の検針結果等、通常の使用電力量の通知等は評価対象とはならない。

6 加点項目③について

環境報告書を発行している場合は、上記「評価基準」に照らし合わせ、該当する配点の数値を様式第1号に記載し、発行している最新の環境報告書を添付すること。

なお、評価対象となる環境報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第8条の規定に基づく記載事項等に従って作成された「環境報告書」又は「CSR報告書」等とする。